

# 八百津町長選挙

## 1月12日(火)告示 1月17日(日)は投票日です

平成28年1月27日任期満了にともなう八百津町長選挙が1月12日に告示・17日投票日で5日間の選挙運動が展開されます。

この選挙は、今後4年間の町政の担い手になる私たちの代表者を選ぶもっとも身近で関心のある選挙です。「やさしさとみどりあふれる活気あるまち やおつ」を実現するのはあなたの1票から始まります。

### ■投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、次のとおりです。

- ①投票日現在で満20歳以上の方(平成8年1月18日以前に生まれた人)
- ②平成27年10月11日までに住民登録(転入届出日)され、引き続き八百津町に住所がある人
- ③選挙人名簿に登録されている方。ただし、投票日前日(1月16日)までに他の市町村に転出された人は投票できません。有権者のみなさんには、投票所の入場券を1月14日(木)までに郵送でお届けする予定です。期日までに入场券が届いていない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。入场券に記載してある投票所を確認してお出かけください。

なお、入场券を紛失された場合でも投票ができますので、投票所の受付にお申し出ください。



### ■投票は午前7時から

選挙当日の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

当日外出される方は場合は、必ず投票をすませてからお出かけください。

### ■当日投票ができない人は期日前投票を

選挙の当日に仕事や旅行、家庭の都合などで投票ができない場合は、期日前投票の制度があります。

期日前投票ができる期間は、1月13日から16日の4日間です。

ただし、選挙の日に満20歳の誕生日を迎える方は期日前投票はできませんが、不在者投票ができます。

### ■仕事や入院などにより町内で投票ができない人は不在者投票を

#### □病院などでの不在者投票

指定された病院や老人ホームなどに入院や入所されている人で一定の要件を満たす人は、その施設で不在者投票ができます。お早めに施設長に申し出てください。

#### □他市町村における不在者投票

仕事や学業、旅行などにより他市町村に滞在(住所は八百津町)していて、町内で投票や不在者投票ができない人は、希望の市町村で不在者投票をすることができます。希望される人は諸手続きが必要となりますので、お早めに町選挙管理委員会へお問い合わせください。

### ■代理投票制度

読み書きの充分でない人、手や腕などの故障で文字が書けない人は、代理投票の制度があります。投票所の係員にお申し出ください。

### ■開票の参観

開票は即日開票で、投票終了後ファミリーセンターで行います。

開票の参観は、八百津町選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている人に限ります。参観される方は、会場に掲示される「参加者心得」をよく読んで、開票の秩序を乱すことのないようお願いします。

なお、参加者数には制限がありますので、予めご了承ください。

また、開票所への電話での問い合わせは、開票事務の妨げになりますので自粛をお願いします。

### ■今後の予定

【立候補届の受付】1月12日(火)午前8時30分から午後5時まで 防災センター2階

【選挙運動期間】1月12日(火)の立候補届の受付終了後から1月16日(土)まで

【投票】1月17日(日)午前7時から午後8時まで

【開票】1月17日(日)午後9時～ ファミリーセンター大研修室

### ■お問い合わせ

役場2階 八百津町選挙管理委員会事務局 ☎43-2111(内線2218)